

高齢者等宅除排雪助成事業

◆対象世帯

藤里町に住所を有し、現に居住している非課税世帯で、独力で除排雪が困難かつ、親族や近隣者の援助を受けることができない次のいずれかに該当する世帯。

- ① 70歳以上（平成28年3月31日で70歳になる方を含む）の高齢者のみの世帯
- ② 1級・2級の身体障害者手帳所持者のみの世帯
- ③ 障害程度「A」の療育手帳所持者のみの世帯

◆除排雪の内容

【玄関前除雪】

積もった雪の深さが20cm以上のとき、玄関前から公道までの通行部分の除雪を行う。

【屋根の雪おろし】

屋根の上の雪の厚さが50cm以上となったとき、積雪状況を勘案し雪おろしを行う。（対象部分は住宅部分のみで、物置等附属建物は除く。）

※1回につき2万円を上限として助成します。

助成額を超える場合、超えた分については利用者負担となります。

◆利用回数

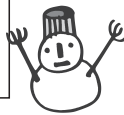
それぞれ3回まで利用できます。

◆利用方法

該当する世帯の方は、地区の民生児童委員または社協福祉員に要請依頼をして

ください。現地訪問し、事業の実施が適当と判断された場合、町社協へ連絡をして町社協が実施を認めるとき、町内業者に連絡し除排雪を行います。
※除排雪完了後に連絡をいただいても、事業の対象にはなりません。

除排雪のながれ



非課税
70歳以上の高齢者世帯
1・2級身体障害者手帳所持者
療育手帳A判定所持者のみの世帯

要請依頼

地区担当民生委員・社協福祉員

要請世帯現地確認

社協へ連絡

藤里町社会福祉協議会

業者に作業依頼

町内業者

除排雪の実施

【お問い合わせ先】

・藤里町社会福祉協議会

・藤里町町民課 町民福祉係

☎(79) 2848
☎(79) 2113

水道の凍結にご用心

いよいよ、冬の本格的シーズン。水道の凍結が心配です。水道の凍結を防ぐために、次の点に注意してください。

- ① 水抜き栓を開いたあとに蛇口を開いて、水を完全に落とす。
- ② 日中でも、長時間水道を使用しない場合は、水抜き栓を閉める。
- ③ 遠隔操作の水抜き栓を使用している家庭では、屋根からの落雪などにより、操作が不能になることがあるので、囲いなどで水抜き栓を守る。
- ④ 冬期間はメーターの検針はないので、凍結防止のため、メーターボックスの雪は払わない。
- ⑤ 凍結、破損により、漏水などの異常に気づいたときは、役場生活環境課環境整備係（☎79-2115）に連絡してください。

☆屋内の蛇口の凍結は、各家庭で水道業者に連絡して修理してください。

☆水道は、わたしたちの日常生活の中で欠くことのできない設備です。蛇口や水抜き栓の点検を十分に行い、冬の凍結に備えましょう。

正しい操作で、安全除雪!!

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

- ① 作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。
- ② 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジン停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に停止してから雪かき棒を使つて行いましょう。
- ③ 回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。
- ④ 後進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。
- ⑤ 除雪作業中は、雪を飛ばす方向に、人や車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにしましょう。
- ⑥ 安全装置が正しく作動しない状態では使用しないようにしましょう。また、安全装置を意図的に解除したり、故障を放置したままでは使用しないようにしましょう。

【お問い合わせ先】

一般社団法人日本農業機械工業会
除雪機安全協議会

☎03(3433) 0415